

## 公印の省略について（お知らせ）

令和5年8月24日から順次、当財団から当財団外に発信する文書のうち、権利義務の得喪に関わりのないもの（下記の例を参照）について、公印の押印を省略することといたします。

また、公印の押印を省略した文書については、電子メールによる施行を行うことがありますので、謹んでよろしくお願い申し上げます。

※この場合、発信者名の下に（公印省略）と記載しております。

## 公印の押印を省略する文書の例

通知・案内	当財団が主催する会議の開催、当財団が定める事業実施要綱の制定・改廃等の事実に係る通知・案内文書
依頼・請求書	当財団外に対しデータの提供その他事務的な行為を求める依頼文書、既に締結された契約書等により発生している振込依頼などの案内文書
報告・回答	当財団外からのデータの提供要請その他事実関係についての照会を受けて発信する報告・回答文書
その他	礼状を含む挨拶状、資料の郵送に際しての送り状等の書簡文